

# 第47回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成23年12月22日(木曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 99 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 2 . 議案第 100 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 3 . 議案第 101 号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（委員会付託）
- 日程第 4 . 議案第 102 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 5 . 議案第 105 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 6 . 議案第 106 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 7 . 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 8 . 同意第 8 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 . 発議第 9 号 学校・保育園規模適正化調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第 10 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 追加日程第 1 . 佐用町議会特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 . 佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。  
早朝よりお揃いでご出席をいただき、誠にご苦勞様でございます。  
本日で、12 月議会最終日となるわけですが、最後までひとつよろしくお願いをいたします。  
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1 . 議案第 99 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 2 . 議案第 100 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） まず、日程第 1 と第 2 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 100 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。  
議案第 99 号及び第 100 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、井上洋文君。

総務常任委員長（井上洋文君） おはようございます。

それでは、平成 23 年 12 月、第 47 回定例議会総務常任委員会付託案件審査のご報告をいたします。

総務常任委員会付託案件審査を、去る 12 月 7 日、水、午前 9 時 30 分開会、午前 10 時 3 分まで、役場 3 階委員会室兼控室で行いました。

出席者は、委員、井上、高木、松尾、大下、平岡、矢内の 6 名で、当局より町長、副町長、総務課長、税務課長、総務人事室長補佐。事務局より局長、局長補佐でした。

第 47 回定例議会付託案件審査につきましては、議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第 100 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についての 2 件です。

付託案件審査の大きなものについての経過と結果をご報告いたします。

議案第 99 号は、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に、当局より追加説明を求め、今回の改正は、内容の改正ではなく、上位法の改正と、今回の改正と合わせて、過去の改正に伴う部分があります。

第 2 条関係は、第 5 条第 13 項が、第 5 条第 12 項に戻るという改正。

第 1 条関係は、第 2 条の(2)、船員保険法に基づく船員保険の被保険者。この条項が、改正の方では削除されている。制度の改正で、船員保険法に適用する被保険者も労災の対象になったということで、(1)の労働者災害補償保険法の対象になったということで、削除。

それと、10 条の 2 の関係の、障害者福祉法。自立支援法が改正される前の条項が残っていた。それを自立支援法の改正で、改正させていただいた。

(3)については、障害者支援施設に準ずる施設と、町長が定めるものを入れた。

16 条については、46 条の 2、(船員である職員に関する部分に限る。)は、労働者災害補償保険法の方に包含されるという中で、削除されたと説明がありました。

質疑に入り、障害者福祉法が、自立支援法になった時点で改正しなくてはいけなかったのではとありました。答弁として、平成 17 年に改正されていた。そのままになっていた。と答弁のあったところであります。

討論はなく、採決に入り、議案第 99 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

続いて議案第 100 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、現在、町県民税と固定資産税の方に適用している前納報奨金を、24 年、25 年、26 年と 3 力年をかけて廃止するというところで、条例改正を出させていただいている。

第 1 条関係では、町県民税については、町条例の 42 条の 2 項に、納期前に納付した税額の 100 分の 0.5 に、納期前に係る月数を乗じて得た額を報奨金として交付するという定めがある。同じく第 70 条の 2 項に固定資産税についても定めがある。この部分を平成 24 年度に 100 分の 0.25 に減額をさせていただく。

第 2 条関係では、平成 25 年度には、更に 0.25 から半分の 0.125 に変更する。

第 3 条関係では、26 年度に、2 項そのものを削除し、前納報奨金そのものを廃止をさせていただきたいという形で挙げておりますと説明がありました。

質疑に入り、1 年ごとに条例改正していくのが正しいのではないかと。2 条、3 条、施行日はとありました。答弁として、条例の提案の仕方としては、問題がない様式になっている。附則の部分で施行させていただくと答弁のあったところあります。

討論に入り、反対討論としまして、町民の納得が得られない。また、金額的に認められないとありました。

賛成討論はなく、採決に入り、議案第 100 号は、賛成、挙手多数で、原案のとおり可決されました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査報告とさせていただきます。以上です。

議長（矢内作夫君） 以上で、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 99 号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第 99 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 100 号について、委員長報告に対する、

〔総務課長「議長。全員でなしに（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、ごめん。すいません。訂正します。

挙手、多数です。よって議案第 99 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 100 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、反対討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 議案第100号、町税条例改正についての反対討論を行います。

町県民税と固定資産税の前納報奨金を来年度2分の1に、翌年は4分の1に、平成26年から廃止する提案ですが、その反対の理由の1番は、奨励金の実態は、低所得者に対する減税措置とも言えるものであり、あえて今、この時期に廃止を提案することに問題があるからです。

平成22年度奨励金の実態は、町県民税で924人に121万7,360円。奨励金額が5,000円以下の方が98パーセント、その内1,000円以下が約600人で、6割以上になります。

固定資産税では、6,347人に1,060万3,990円交付され、その内、奨励金額5,000円以下の方が、関係者は、97パーセント。また、更に、その内、1,000円以下は、約400人で、55パーセントという実態であります。

以上で、反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15番、西岡君。

15番（西岡 正君） 前納報奨金の関係でありますけれども、今のところ年間に1,200万という金額が出されたと思うんですけども、まあ、国民健康保険を安くするとかですね、あるいは、水道料金、下水道の使用料等ですね、そういう住民サービスについて安くするというのは、これは町当局も議会も、安くすることには、本来、そうしなければならないと思います。

しかしながら、ご存知のように、佐用町は、平成17年の10月に合併をいたしました。そして、その中で、特例法によりますところの地方交付税。10年間は4町査定ですが、10年過ぎますと、5年間、段階に下げて一般算定に落とされるわけですけども、そういう状況からして、これは、数字はきっちり調べておりませんが、私の頭の中には、約20億ぐらいの地方交付税が減っていくのではないかと。このように思っております。

そうした中で、今回の1,200万の、その奨励金をしないということで、1,200万円そのものが、佐用町の将来に大きく左右するとは思えないんですけども、けれども、そういう中、地方交付税も下がっていきますし、そういう状況からして、われわれ議員も、そしてまた、執行者であります町長もですね、後、残りますところの8年を目途に、将来の財政をきっちりと頭に入れておかなければならない。そうしないと、子ども達に、将来つげが回ってくるということでもあります。

1,200万でありますけれども、約1億円ぐらいの形になるのではないかと。それを考えました時に、やはり将来、われわれが財政を安定させ、佐用を住んで良かったなという町にするんには、今、そういうことから、1つずつ判断をしていって、将来に向けなければならない。これが議員の仕事だと、私思っておりますので、以上をもって賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） 議案第100号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

12月6日、提案時に前納報奨金制度を取りやめる理由は何かと問うた時、町が、税収を少しでも早く欲しいためだったが、今は、以前とは違い心配ない。納税報奨金制度を止めても、徴収に問題はなく、町財政に問題が生じることはないと考えられる等の説明をされた。

しかし、10月19日に行われた全員協議会時の説明では、戦後の混乱した社会情勢の中、税収の早期確保や納税意欲を高めることを図るために、昭和25年に創設された。で、一定の目的が達成されたため廃止にすると説明された。この条例の創設の理由は、町民の経済事情にあったが、今は、経済事情が良くなり当時の目的が達成されたとの説明だったのかと思った。

厳しい経済情勢の中で、少しでも町民のことを考え、慮って創設されたものかと思ってはいたが、そうではなかったようである。町財政に問題がなくなれば、町民の経済状況が厳しく疲弊し、昭和25年当時ほどではないにしても、かなり厳しいと感じられているかたが多いことを承知しながら、町の都合だけで廃止する。あまりにも町民の皆様に高飛車であり、失礼である。

納税は、町民にとって義務かもしれない。しかし、それを当然と考えるのは行政のおごりとしか言えない。報奨金は、わずかかもしれませんが。しかし、今の佐用町民の経済事情を考えた時、少しでも町民に寄り添い、温かみのある行政も必要ではないか。何も、町に無理を求める気はないが、長年あった制度ぐらい維持していただくことに問題はないはず。何も、この時期に中止する必要を、町民に説明できない。

よって、議案第100号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、反対いたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） 議案第100号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

先だっの説明のとおり、戦後の混乱期の中にできた制度であります。時代と共に制度が変わっていくのは当然であります。

確かに今、厳しい時代ですけれども、更に将来を考えた場合、少しずつでも自主財源を高めていくということを町民にお願いして、今が、それこそ適当な時期ではないかと思い、この条例に賛成いたします。

議長（矢内作夫君） ほかに討論ありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 反対討論をします。

提案説明なり提案趣旨の方で一定の理解はできるんでありますけども、実際に、この納期前の報奨金制度の利用者の実態を考えた時に、まず、多くは固定資産税、それから町民税だと思います。

で、固定資産税で、多額と言いますか、それなりに経済効果があるように、この制度を利用するという意思のある方というのは、それなりに町内に在住し、固定資産を有する人。端的に言えば、土地所有者よりも、むしろ新築家屋等の所有者だと思います。特に、この地に家を建てて永住をしよう。佐用町に住み続けようという利用者の方が、こういう制度を利用されていると思います。

また、町民税を考えてみますと、通常に、中小企業なりで、会社勤めをされている方については、当然、特別徴収。会社での特別徴収という制度がありますから、それを利用して、税負担というのは、一度に負担がかからないようなものを利用してあります。ただ、町民税の場合、普通徴収の中で、こういう制度を利用される方というのは、自営業者並びにまあ、そういう特別徴収制度のない所。まあ、いわゆるあまり安定的な収入がないとは言えないんですけども、まあまあ、なかなか税負担がしんどい部分、そんな中でも、この前納制度を利用しようということになれば、それぞれの納期。例えば、固定資産であれば、5月、6月、6月ですか。町民税であれば、6月、7月ですか、その時に、ある程度の蓄えを預金の中に入れて、そして前納しよう、そういうふうな努力をされながらも、いくらかでも税負担が軽減されるようにということで、今、利用されています。

とても、当局が提案されたように、この制度自身が定着をしているようには、私は思えません。当然、こういう制度がなくなれば、一度に納付するよりも、年間の納期に合わせて、4回に分割して納めると。そういうふうなところを選択されるように思います。当然、それで、収納率が、今以上に向上されるというふうには思えませんし、わずかではありますけれども、当然、この制度を利用することによって、税の負担が軽減されているという実態があります。

まあ、そうしたものを、逆に制度が廃止されることによって、それが、減税措置がなくなるというふうに、制度的には捉えられませんが、それぞれ町内在住の納税者の税負担が増加することは明らかです。

その趣旨から言って、今のこういう制度を利用し、納税を推奨されている、利用されている、納税を積極的にされている住民の理解は得られないと思いますので、この税条例の改正に反対をさせていただきます。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第100号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第100号、佐用町税条例の一部

を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 101 号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（委員会付託）

日程第 4 . 議案第 102 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3 と第 4 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 101 号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。議案第 102 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 101 号及び 102 号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会、第 47 回定例会付託案件審査について入ります。

厚生常任委員会に付託された 2 件についてご報告します。

平成 23 年 12 月 8 日木曜日、午前 9 時 30 分から 9 時 53 分まで。

場所、役場 3 階、委員会室兼控室。

出席者、出席委員、岡本義次、岡本安夫、新田、敏森、石黒、鍋島各議員と、矢内議長。当局、庵途町長、高見副町長、野村健康福祉課長、平井企画防災課長。事務局、大久保局長、尾崎局長補佐。

議案第 101 号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、当局、平井企画防災課長、野村健康福祉課長の追加説明の後、質疑に入りまして、12 項が 13 項になって、また、12 項に戻るといふ、追加資料を早くもらっていたらよく分かりましたという 1 点で、質疑を終わり、反対、賛成討論もなし。

採決し、全員挙手にて、議案第 101 号、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 102 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について審査に入り、当局、野村健康福祉課長、追加説明を受け、質疑として、現行、誰が読んでも、65 歳以上の者全員という文章になる。改正として、自動車運転、公共交通機関の利用が困難な者という条件をつけ、65 歳以上の人の中にも、こういう制限があるという文章になっており、65 歳以上で切っておかないと、今よりも悪くなるのでは。そのあたりはどうなのかという質問に対し、65 歳以上と 65 歳以下に分けて、交通弱者の方で、1 冊 3,000 円と 4,000 円のそういう形で啓発していますという。

そして、質疑として、65 歳以下の方が、障害者や何やらの条文や、交通機関利用困難な者と書いているが、券を売る時にチェックしない。できないから条文の云々という文言を入れる必要がないのではないかということに対し、65 歳以上であろうが、以下であろうが、

免許を持ってない人とか、車に乗れない方に対応していこうということでもあります。

質疑として、確認だけしておきたい。現行は 65 歳以上に、希望者全員に券を売っているが、基本的に同じことですねということに対して、そのとおりですと。

内容について、表現の仕方が違うけれど、内容が変わらないと、そういうことでいいんですね。そうですということで、質疑を終わり、討論、反対、賛成討論もなし。

採決し、全員挙手し、議案第 102 号、原案のとおり可決しました。

以上、2 件をもって報告を終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 101 号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第 101 号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 101 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 101 号、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 102 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 102 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 102 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 . 議案第 105 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

日程第 6 . 議案第 106 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5 と第 6 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について。議案第 106 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 105 号及び第 106 号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） それでは、第 47 回定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託を受けました議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について。106 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査内容について報告をいたします。

平成 23 年 12 月 9 日、役場 3 階、委員会室兼控室において、審査のための委員会を午前 9 時 30 分に開会、同 57 分に付託案件につきましては終了しております。10 時 25 分に委員会を閉会をいたしました。

出席者であります、委員全員。それから、矢内議長。当局からは、町長、副町長、農林振興課長、商工観光課長、農業共済室長であります。事務局からは、局長、局長補佐でございます。

まず、議長、町長のあいさつを受けた後、審査のための委員会を開会。

まず、議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、農林振興課長に追加説明を求めました。

平成 23 年 10 月に施行された家畜伝染病予防法の規定第 13 条の 2 第 5 項により、佐用町農業共済条例、平成 17 年佐用町条例第 127 号の一部を改正するもので、改正内容は、家畜伝染病予防法の 10 月施行分の規定により、新たに全額手当金等が交付される家畜となるケースとして、農林水産大臣が、家畜伝染病予防法第 16 条第 1 項第 1 号の患畜若しくは同項第 2 号の疑似患畜であるとの旨の通知をしたときであるとの説明があり、このように全額手当金等が交付される家畜となるケースが追加される度に共済条例等を改正する必要がないよう、今回、包括的に、全額手当金等が交付される家畜となることが判明した時を、廃用事故の範囲から除外する改正をお願いしたいとの説明を受けました。

質疑に入り、まず委員からは、伝染予防法で指定を受けたものについては、後々、いろいろな病気が出てきても、いろいろなケースが出てきても、その都度、条例改正しなくても、通知があったものについて、頭から、共済廃用の範囲から除外すると理解していいのか。農林振興課長、そのとおりです。

また、続いて委員から、16条ではと殺の対象となる病名を規定されている。58条では、と殺された動物に交付される「手当金1号、特別手当金2号」について規定されているが、内容は。農林振興課長、58条で手当金が改正されているが、患畜で16条の規定によりと殺された患畜の場合、通常の3分の1。擬似患畜になる場合は、5分の4が対象になる。16条の規定によりと殺された患畜においては、特別金が3分の2が追加され100パーセントとなる。5分の4の擬似患畜については、5分の1が特別という形で交付されているので、これについても100パーセントの補償となり、二段構えの手当金が支給される。

それから、委員から、16条中の病名と、58条での病名が違っていても、包括されると理解していいのか。それから、家畜伝染予防法の施行日が7月と10月になっているが、意味はあるのか。等々の質疑が出されましたが、他に質疑がなく、討論に入りましたが、討論もなく、討論を終結し、採決の結果、挙手全員で、議案第105号は、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第106号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、商工観光課長に追加説明を求めました。

今回の条例改正は、町営住宅の建設年度、名称、位置、戸数等を規定している条例第3条関係のうち、上月地区の表中にある久崎地内の住宅の名称を明確にするために、平成10年度、久崎とあるのを久崎第1と名称を改める。現在、建設が進んでいる久崎住宅関係では、建設年度を平成23年、名称を久崎第2、位置を久崎325番地、構造を耐火の3階建。戸数17戸。久崎住宅17戸分を加えて、総計が112戸から129戸に改正するものです。なお、48年、49年、50年、53年に建設をされました久崎住宅については、1月末頃までには、入居が見込まれますので、移転完了後撤去をしたい。次回の議会で、条例の改正をお願いしたいとの説明を受けました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論もなく、本案に対する討論を終結し、議案第106号は、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

以上で、産業建設常任委員会報告を終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第105号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第105号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第105号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 105 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 106 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 106 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 106 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 . 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7 に入ります。

日程第 7 から第 9 は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それではまず日程第 7、報告第 8 号であります。専決処分の報告について、専決第 22 号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 8 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成 23 年 7 月 16 日午前 1 時 55 分頃、三日月弦谷地内の県道上郡末広線を走行中の町消防署救急車内において、運転員が道路脇から飛び出したシカを避けるため急ブレーキをかけたため、車内で患者の処置を行っていた佐用共立病院の看護師が転倒され、左上腕部挫創というケガをされました。

その後、治療、リハビリを続けておられましたが、11 月 11 日でリハビリが終わり、損害賠償額等、相手方と協議の結果、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、治療費、慰謝料、休業補償費等合わせて 142 万 8,323 円を支払い、和解する内容で、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告を申し上げます。

以上で、報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

ないようですので、これで質疑を終結をいたします

続いて、日程第 8、同意、

〔鍋島君「手、拳がっおる」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ。

〔鍋島君「手が拳がっおる」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 拳がっおった。もうちょっと、はっきり挙げてくれるか。

はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 金額、賠償額が 142 万 8,323 円なんですけれど、それぞれ、その内容ですね。治療費、休業補償、その他というふうに、あのまあ、仕分けいうたらあれですけど、このトータルになる額。積み上げる額について、内容お願いしたいんですが。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 賠償総額の 142 万 8,323 円の内訳ですけども、治療費が 67 万 5,378 円。それと、慰謝料 57 万 7,940 円。それと、休業補償費。休業補償費が 16 万 1,355 円。それと通院交通費が 1 万 3,650 円。以上の総額が 142 万 8,323 円です。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。ほかありますか。

今度はないな。ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

---

日程第 8 . 同意第 8 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、同意第 8 号、佐用町監査委員の選任につき同意を

求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第8号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

学識経験者監査委員の、野村 霏氏の任期は、平成25年12月1日で、任期途中でございますが、本年12月末をもって退職願いが提出されましたので、これを受理し、承認をいたしました。

その後任として、識見を有し、適任者である、佐用町須安474番地5、樫本忠美氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成24年1月から4年間となります。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

同意第8号につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。同意第8号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第8号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意をされました。

---

#### 日程第9．発議第9号 学校・保育園規模適正化調査特別委員会設置に関する決議

議長（矢内作夫君） 続いて日程第9、発議第9号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

発議第9号について、提出者の説明を求めます。12番、岡本安夫君。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） それでは、ただ今上程されました発議第9号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

去る12月15日、議運を開きました。今までのその、全員協議会等でも、いろんなご意

見がありましたように、今回まあ、特別委員会を設置しようということでありまして、で、改めて、その提案理由を説明いたします。

昭和 50 年代以降の社会状況の大きな変化のなかで、抜本的な教育改革が提言され、平成 18 年には教育の根本である教育基本法が改正されました。また、町内の小・中学校、保育園は、少子化・過疎化の進行で、学校・園の過小規模化が急激に進んでいます。

本町では、平成 22 年度に佐用町教育振興基本計画が策定されました。さらに本年 3 月には、学校・園規模適正化推進計画が策定され、6 月以降、規模適正化についての説明会が各校区等で開催されました。

この 12 月に、校区・園ごとに懇談会又は委員会が設置され、保護者や地域の皆さんが協議を始められることとなりますが、議会といたしましても、佐用町の将来を担う児童に、より良い教育・保育環境をつくることは非常に重要な課題でありますので、町内小・中学校、保育園の適正規模等についての調査、検討をすることを目的に、全議員 18 名で構成する学校・保育園規模適正化調査特別委員会を設置することを決議するものであります。

議員各位には、ご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、別紙のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長（矢内作夫君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで発議に対する質疑を終結をいたします。

これより発議に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで発議に対する討論を終結します。

これより発議第 9 号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会設置に関する決議を採決します。この採決は挙手によって行います。

発議第 9 号を原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第 9 号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会設置に関する決議は可決をされました。

ここで資料配布のため、暫く休憩をいたします。

午前 10 時 12 分 休憩

-----  
午前 10 時 14 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りいたします。ただ今設置されました学校・保育園規模適正化調査特別委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第1．佐用町議会特別委員会委員の選任について

議長（矢内作夫君） それでは追加日程第1に入ります。

お諮りをします。ただ今設置されました学校・保育園規模適正化調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、学校・保育園規模適正化調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

続いてお諮りをいたします。ただ今設置されました学校・保育園規模適正化調査特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第2．佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） それでは追加日程第2に入りますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

-----  
午前10時50分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開をいたします。

ただ今議題といたしております、学校・保育園規模適正化調査特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選となっております。

そこで、先ほど、学校・保育園規模適正化調査特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定をいたしておりますので、事務局長よりその氏名を朗読させます。

議会事務局長（大久保八郎君） 佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について。

佐用町議会委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会委員長及び副委員長の互選を行う。平成23年12月22日提出。佐用町議会議長、矢内作夫。

特別委員会名、学校・保育園規模適正化調査特別委員会。委員長、山本幹雄議員。副委員長、西岡正議員。以上でございます。

議長（矢内作夫君） 　　ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ学校・保育園規模適正化調査特別委員会の委員長及び副委員長に選任をされました。

ここで、当議場に委員長になられました山本君がおられますので、ごあいさつをお願いしたいというふうに思います。

副委員長、一緒に出てきてくれますか。

〔学校・保育園規模適正化調査特別委員長 山本幹雄君 及び 副委員長 西岡正君 登壇〕

学校・保育園規模適正化調査特別委員長（山本幹雄君） 　　先ほど、学校・保育園規模適正化調査特別委員会の設置におきまして、互選の結果、委員長をせよということなので、大変な問題ではありますが、佐用町の教育の向上のために一生懸命頑張りたいと思えますので、皆さんの協力のほどをよろしく願います。

〔拍手〕

議長（矢内作夫君） 　　大変ですが、ひとつよろしく願いをいたします。

---

#### 日程第10．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 　　続いて日程第10に入ります。

日程第10は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

ここで資料配布のため、しばらく休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

-----  
午前10時55分 再開

議長（矢内作夫君） 　　それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、お手元に配布しました別紙申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 47 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

今年も、余すところ後 10 日と押し迫って参りました。特に、緊急的なことがない限り本日をもって納めの議会ということになります。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 12 月 6 日の開会以来、本日まで 16 日間にわたり、議員発議 3 件、人事に関する案件が 2 件、条例改正等関係案件が 6 件、平成 23 年度各会計補正予算案が 12 件、契約に関する案件が 1 件、その他 2 件、報告 2 件と計 28 件が付議をされ、それぞれ重要案件でありましたが、議員各位の熱心なご審議によりまして、適切妥当な結論を出していただきました。ご精励に対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、心から、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

このほか、先ほどは、学校・園規模適正化に対する案件を審査するため、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を設置いただきました。山本委員長、西岡副委員長には、大変重要な任務をおうていただくこととなりますが、何卒、よろしく願いをいたします。

各委員には、これから、子ども達の教育環境に、何が最もいいかということについて、ひとつしっかりとご議論いただきたいというふうに思うところであります。

また、町長をはじめ各課長におかれましては、審議に対しまして、常に真摯な態度で協力いただきましたご労苦に対しまして、深く敬意を表するところであります。

また、今議会中、各議員より述べられました意見要望等々につきましては、特に考慮いただきまして、次年度予算、また、今後の行政運営に十分反映をしていただきますように、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

いよいよ極寒に向かいます折から、皆様方には、くれぐれもお体ご自愛をいただきまして、ご家族お揃いで、健康で、新しい新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

なお、新年の顔合わせを 1 月の 4 日、町の商工会の賀詞交換会の前に、11 時、当議場集合で行いたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、町長、あいさつお願いします。

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、閉会に当たりまして、一言、ごあいさつをさせていただきます。

まずは、12 月議会にそれぞれ提案をさせていただきました議案、まあ、いろいろなご意見をいただきましたけれども、全て原案どおりお認めいただきまして、ありがとうございました。

まあ本当に、今年も今日を入れて、残すところ 10 日ということで、少なくなって参りました。

この、今年、2011 年という年は、本当に日本の歴史にもですね、長く深く刻まれる大変な年だったというふうに思います。国難という言葉が使われるぐらいですね、大変苦しいと言いますか、本当に悪い年になってしまいましたけれども、まあ、佐用町におきまして

は、一昨年の大水害の復興事業、また、いろんな防災対策における、いろいろな取り組み。まあ、幸い、新しい、この大きな災害というものにも見舞われずですね、比較的平穏な中で取り組みができていますことを、大変、ありがたく思っているところでございます。

ただ、こうして本当に社会情勢が、大変大きく変化をして、厳しい時代を迎えている中ですね、その時代をしっかりと、やはり、厳しさに向かい合ってますね、本当に将来を担う子ども達の教育、また、町民福祉の向上、そして、行政サービスの維持、堅持。まあ、こういう課題にですね、これからも努力をして参りたいというふうに考えております。

是非、皆さん方と一緒にですね、町の将来、本当に安定したまちづくりのためにですね、一生懸命取り組んで参りたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まあ、本当に、今年、そういう悪い年でしたけれども、今年が終わります。新しい年、来年は辰年ということで、元気ないい年になればというふうに心から願っているところでございますけれども、議員各位におかれましても、本当に家族お揃いで、良い年をお迎えいただきまして、また、来年から元気にご活躍をいただきますように、心からご祈念を申し上げます、閉会にあたりましてのごあいさつに代えます。誠にありがとうございました。

午前 1 1 時 0 1 分 閉会

---